令和３年１０月オレンジ勉強会

精神障害の労災申請

令和３年１０月２１日
弁護士　丘　恵美利

第１　事案の概要　→　省略

第２　労災認定の要件

１　労災認定要件（精神障害）

①認定基準の対象となる精神障害を発病していること
②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね６か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

②の「業務による強い心理的負荷が認められる」とは、業務による具体的な出来事があり、その出来事とその後の状況が、労働者に強い心理的負荷を与えたことをいう。

心理的負荷の強度は、精神障害を発病した労働者がその出来事とその後の状況を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価する。

「同種の労働者」とは職種、職場における立場や職責、年齢、経験などが類似する人をいう。

２　②の判断方法

別表１「業務による心理的負荷評価表」（P.５～ P.９）により「強」と評価される場合、認定要件の②を満たす。

●「特別な出来事」に該当する出来事がある場合
→強

●「特別な出来事」に該当する出来事がない場合
→業務による出来事が、別表１の「具体的出来事」のどれに当てはまるか、あるいは近いかを判断する。

（１）「具体的出来事」への当てはめ（近い出来事に当てはめる。）
（２）出来事ごとの心理的負荷の総合評価
具体例の内容に、事実関係が合致する場合には その強度で評価する。
事実関係が具体例に合致しない場合には、「心理的負荷の総合評価の視点」の

欄に示す

事項を考慮し、個々の事案ごとに評価する。

（３）出来事が複数ある場合の全体評価

・複数の出来事が関連して生じた場合には、その全体を一つの出来事として評価する。

原則として最初の出来事を具体的出来事として別表１に当てはめ、関連して生じたそれぞれの出来事は出来事後の状況とみなし、全体の評価をする。

・関連しない出来事が複数生じた場合には、出来事の数、それぞれの出来事の内容、時間的な近接の程度を考慮して全体の評価をする。

以上